

### 第37回村上市農業委員会総会会議録

第37回村上市農業委員会総会を令和5年7月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	斎藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	16番	船山寛
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	高橋雄大
事務局 次長	中村宣信
事務局 副参事	小田雄介
事務局 副参事	近藤和久
事務局 主査	鬼原典子

○高橋局長

それでは、ただいまから第37回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員はおりませんので、全員出席となっております。それと、本日は転用の現地確認報告の関係で農地利用最適化推進委員、推進委員番号6番、中山平二委員、推進委員番号8番、中山栄委員、推進委員番号18番、本間賢二委員に出席をいただいておりますので、併せてご報告を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山会長）

挨拶（略）

○高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

○議長（石山会長）

それでは最初に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長である私に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議事録署名委員には議席番号1番、阿部委員、議席番号2番、板垣栄一委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山会長）

それでは、日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局から報告してください。

○中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願についてご報告いたします。

1 ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては3筆、8,141平米となります。申請事由といたしましては、申請地は20年以上前から耕作しておらず、〇〇〇〇、〇〇〇〇は現在原野化しており、また〇〇〇〇は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、位置の説明を行います。次のページ御覧ください。図面下段の右側にある集落が門前集落でございます。集落の上に耕雲寺がございます。図面右上に太線で囲まれている3筆が申請地です。

報告は以上でございます。

○議長（石山会長）

今ほどの報告についてご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長（石山会長）

ないようでありますので、報告は以上といたします。

日程5の議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○小田副参事

それでは、3ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、贈与が2件、売買の案件が4件、合わせまして6件でございます。

それでは、番号1番からご説明いたします。贈与案件からでございます。番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積346平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。現在の耕作者の方へ贈与をしたいものでございます。

番号2番、譲渡人は番号1番と同じ〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積152平米、契約の種別、所有権の移転、贈与、こちらも現在の耕作者へ贈与をしたいものでございます。

番号3番から売買の案件でございます。番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、面積、地積530平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑8筆、地積合わせまして3,115.61平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

それでは、5ページになります。番号5番です。譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積177平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

番号6番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積403平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、場所の説明をいたします。ページをめくっていただきまして、6ページになります。6ページ、こちら番号1番、2番の図面でございます。こちら山北地区温出集落でございます。集落下側に大川が流れておりまして、大川を渡ってページ下に向かうと大谷沢の集落がございます。その温出集落と大川の間に2筆太く囲った箇所がございます。こちらが議案第1号、番号1番及び2番の位置図でございます。

続きまして、7ページ御覧ください。こちら村上地区の下山田集落でございます。ページ右側へ

向かうと上山田集落がございます。ページの左方面へ向かいますと国道7号方面でございます。下山田集落の一番右寄りに太く囲った箇所がございます。こちらが議案第1号、番号3番の位置図でございます。

ページをめくっていただきまして、ちょっと資料のほうを縦に置いて見ていただければと思います。こちら朝日地区の布部集落でございます。右側へ向かいますと千縄方面でございます。集落の北側にそれぞれ太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号4番の位置図でございます。

続きまして、9ページ御覧ください。こちらも同じく朝日地区の布部集落でございます。左側へ行くと朝日支所方面でございます。ページ中央の集落の中ほどになります。太く囲った場所がございますが、こちらが議案第1号、番号5番の位置図でございます。

またページをおめくりください。こちら朝日地区猿沢集落でございます。南北に国道7号が走っておりまして、右側に県道小揚猿沢線が走っております。ページ中央やや下側に朝日さくら小学校、猿沢保育園がございます。小学校の北側に1筆太く囲った場所がございます。こちら議案第1号、番号6番の位置図でございます。以上で場所の説明を終わります。

ご説明いたしました6件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山会長）

今ほど説明のあった件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

ないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山会長）

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 事業計画変更承認申請についてと関連がございます議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から説明願います。

○中村次長

議案第2号、事業計画変更承認申請の番号1、2と関連いたします議案第3号、農地法第5条申請もございますので、併せて説明させていただきます。

最初に、11ページ御覧いただきたいと思います。番号1、当初計画者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、承継者が〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、304平米、移転内容としましては、事由とし

て住宅建築敷地、対価は〇〇〇〇円、変更目的、内容としましては、申請地は昭和55年11月1日付村農地第3428号により農地法第5条の許可を得ましたが、当初計画者が建築困難となったため、このたび承継者が住宅建築を計画したものでございます。

続きまして、下段、番号2、当初計画者、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇とは夫婦でございます。承継者は、同じく1番の承継者と同じ夫婦関係となっております〇〇〇〇でございます。土地は1筆、174平米、移転内容としましては車庫及び庭敷地、対価〇〇〇〇円、変更目的、内容としましては、申請地は昭和48年1月23日付村農地第3052号により農地法第5条の許可を得ましたが、当初計画者が建築困難となったため、このたび承継者が車庫の建築及び庭の整備を計画したものでございます。

続きまして、1ページ飛んで13ページ御覧いただきたいと思います。関連する農地法第5条の規定について説明させていただきます。関係するのが番号1と2になっております。譲渡人につきましては、事業計画変更の番号1の当初計画者でございます〇〇〇〇、譲受人はその承継者である〇〇〇〇、土地につきましては1筆、304平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円となります。農地区分としましては第3種農地、備考としましては、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の医療施設があり、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域に位置する農地です。木造2階建て1棟、建築面積36.43平米でございます。

続きまして、下段の番号2でございます。こちらのほうも事業計画変更の番号2の当初計画者でございます譲渡人が〇〇〇〇、譲受人がその承継者でございます〇〇〇〇となっております。土地は同じく1筆、174平米、転用目的は車庫及び庭敷地、契約は売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。農地区分は同じく第3種農地、備考としましては、このたび申請者の配偶者が申請地の隣地に住宅建築の転用申請をし、申請地には車庫の建築及び庭の整備のため転用申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の医療施設があり、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域に位置する農地です。車庫1棟、建築面積12.13平米となっております。

続きまして、位置について説明いたします。左側の12ページ御覧いただきたいと思います。事業計画変更とも関連することから、1つのページに入っております。図面右側を縦方向に通っているのがJR羽越本線でございます。中段に村上駅がございます。図面下段、羽越本線の左側に村上総合病院がございます。図面右上から左下方向に通っているのが国道345号でございます。図面左上に太線で囲まれている2筆が今回の申請地でございます。

説明は以上でございます。

○議長（石山会長）

続いて、議案第3号。

○中村次長

分かりました。すみません。続きまして、14ページ御覧いただきたいと思います。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、続けて説明させていただきます。

先ほど説明いたしました番号1、2を除き、3番以降を説明いたします。番号3、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇でございます。土地につきましては1筆、8.19平米、転用目的は乗り入れ通路拡幅用地、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。農地区分は第2種農地、備考としましては、申請者はこのたび農機具格納庫の建設を計画しているが、格納庫から道路までの通路が狭いことから、新たに敷地を拡張し、通路を確保するため転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。敷地の拡張としましては、延長としては14.88メートル、平均幅0.79メートルでございます。

続きまして、下段、4番、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、321平米、転用目的は資材置場、契約は売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、右側、15ページ御覧いただきたいと思います。番号5番から7番につきまして、同一箇所になっております。番号5、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続人代表者、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇、土地につきましては1筆、667平米、転用目的は材木置場及び運搬路敷地、契約は賃貸借、対価〇〇〇〇円でございます。農地区分は農振農用地にある農地、備考としましては一時転用、利用期間は令和5年8月1日から令和8年7月31日の3年間となっております。全体面積は、全て農地で2,243平米となっております。

下段、番号6、貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人は番号5と同じでございます。土地につきましては2筆、851平米、転用目的以降は番号5と同じでございます。対価が〇〇〇〇円となっております。

続きまして、次のページ、16ページを御覧ください。番号7、貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人は5番と同じとなっております。土地につきましては1筆、725平米、転用目的以降は番号5と同じでございます。対価は〇〇〇〇円でございます。

下段、番号8でございます。貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、130.5平米、転用目的は工事用作業場敷地でございます。契約は使用貸借、農地区分は第2種農地、備考としましては一時転用、利用期間は許可日から令和5年9月30日、全体面積といたしまして157.5平米、うち農地が130.5平米、その他、雑種地でございますが、27平米となっております。関係者2名でございます。

続きまして、位置について説明いたします。右のページ、17ページを御覧ください。番号3の案件でございます。図面上から左下方向に通っているのが国道7号でございます。図面には写ってお

りませんが、図面の右方向へ進むと黒田集落につながっております。図面右上に太線で囲まれている三角地が今回の申請地となっております。

次のページ御覧いただきたいと思います。番号4の案件でございます。図面中央を上から下に通っているのがJR羽越本線でございます。ほぼ真ん中辺りに勝木駅がございます。図面左方向から右方向に通っているのが国道345号、図面右側を縦方向に通っているのが国道7号となっております。図面中央よりやや右側の太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

続きまして、右側、19ページ御覧いただきたいと思います。番号5、6、7の案件の位置図でございます。図面の上から右方向に通っているのが県道小揚猿沢線です。右方向へ進むと瑞雲となっております。県道と並行に流れているのが長津川、図面中央よりやや右側に太線で囲まれております4筆が申請地となっております。

続きまして、次のページ、20ページ御覧いただきたいと思います。番号8の案件でございます。図面の上から右下方向に通っているのが国道7号でございます。図面右下に旧塩野町小学校がございます。図面中央よりやや右側、国道7号に面した太線で囲まれているところが申請地となっております。

説明は以上でございます。

#### ○議長（石山会長）

それでは、現地調査をしていただいておりますので、事業計画変更承認申請の番号1番、2番と関連がございます5条の番号1番、2番について報告を願います。

19番、村山委員。

#### ○村山委員

19番、村山です。ご報告いたします。

村上地域では、7月11日に農地パトロールの開催に合わせまして、事業計画変更、農地法第5条の申請がありました案件につきまして現地調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

当日は、午後1時に村上市農村環境改善センターにおいて、農業委員3名、最適化推進委員3名、事務局からは中村次長、小田副参事が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後現地に移動しまして、渡辺測量株式会社、〇〇〇〇氏立会いの下、申請内容について確認を行いました。この土地は、当初計画者の〇〇〇〇子さん、〇〇〇〇さんご夫妻が住宅を建築するために購入されておりましたが、〇〇〇〇さんのお父さんを看護するため夫婦で山北の芦谷に住まわれておりました。ご本人も高齢となり、住宅の建築は難しいと考えておりましたところ、現在は〇〇〇〇にお住まいですが、現継承者の〇〇〇〇、〇〇〇〇さんご夫妻からこのお話をいただき、このたび申請するものです。申請地の周辺は住宅地化が進んでおまして、申請地の3方向は道路に囲まれており、また隣接する農地はありません。申請に伴う盛土の計画はなく、雨水排水につきましては道路側溝へ接続する計画となっておりますことから、周囲への土砂の流出のおそれはないと確

認いたしました。また、汚水などは道路に埋設されている上下水道管へ接続する計画となっております。

以上のことから、村上地域といたしましては、委員全員で許可すべきものとの意見となりました。皆様のご審議どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石山会長）

続いて、転用に係る現地調査報告を願います。議案第3号の番号3番について報告を願います。推進委員18番、本間委員。

○本間推進委員

朝日地域の農地転用現地調査の報告について行います。

朝日地域では、7月12日に農地パトロールの開催に合わせて、農地法第5条の申請ありました案件について現地調査を行いましたので、報告いたします。

当日は、午後1時半に朝日支所の第1会議室において、農業委員6名、最適化推進委員6名、事務局からは中村次長、近藤副参事、朝日支所産業建設課産業観光室の佐藤係長、菅井主査が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後現地に移動し、申請者の代理人である竹内行政書士立会いの下、申請内容について確認を行いました。このたびの転用申請は、自己所有地に農機具格納庫の建設を行うに当たり、格納庫から市道へ出入りする部分が一部狭くなっていることから、拡幅するための転用をするものであります。申請地は、集落の中に位置する農地であり、今回建設する格納庫にはトイレなどもないとのこと。また、隣地に農地はあるものの、所有者から承諾もいただいていることから、朝日地域としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山会長）

続いて、番号4番について報告を願います。

6番、菅原委員。

○菅原委員

6番、菅原です。議案第3号、番号4番について農地転用現地調査に行ってきたので、報告します。

7月10日午後1時30分に山北支所応接室において、農業委員3名、推進委員2名、事務局より中村次長、小田副参事、山北支所より富樫課長補佐の8名でございました。初めに、事務局より説明を受けて、現地に行きました。現地では、鈴木行政書士たちが待っていて、現地の説明を受け、現地を見ました。現地は畑となっておりますが、草が生えておりました。現地は、雨水排水も脇に側溝がありますし、資材置場ということなので、駅から300メートル以内の第3種農地でありますので、地区委員と協議した結果、許可相当と判断いたしました。皆様の審議よろしくお願いいたします。

○議長（石山会長）



続いて、現地調査報告をお願いします。議案番号5番、6番、7番について報告をお願いします。

推進委員の8番、中山栄委員。

○中山推進委員

先ほど報告がありました番号3の案件と同日に現地調査を行いましたので、報告いたします。参加者も同じです。

現地では、申請者であります〇〇〇〇さんの立会いの下、申請内容について確認いたしました。このたびの転用申請は、申請地の裏山から材木を切り出すための転用するものであります。申請地は、農地中間管理機構の農地整備事業の区域内に位置する農地であることから、現時点では申請箇所の工事の実施時期が未定であるが、工事が実施される際には作業をやめ、ほ場整備の工事に協力するということで申請者と確認いたしました。朝日地域としては、委員全員で許可することについてやむを得ないとの意見がありました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山会長）

続いて、現地調査報告をお願いします。議案番号8番について報告をお願いします。

推進委員6番、中山平二委員。

○中山推進委員

皆さん、どうもご苦労さまでございます。推進委員の中山であります。今ほど報告のありました檜原と笹平地内の案件と同時に現地調査を行いましたので、報告いたします。

現地では、申請者であります〇〇〇〇の立会いの下、申請内容について確認を行いました。このたびの転用申請は、携帯の基地局の改築、更新工事に当たり、資材の搬入、搬出などの作業スペースとして使用するため一時転用するものであります。申請地は、国道7号線と市道に挟まれた場所にある農地でありまして、現在も何も作付されておりました。また、周辺地域におきましても、作付されているところはありましたが、距離が離れていることから、影響はないものと判断しております。

以上の点から、朝日地区といたしましては委員全員で許可すべきものとの意見になりましたので、皆さんどうぞご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（石山会長）

それでは最初に、議案第2号の事業計画変更承認についてを審議いたします。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

特にないようでありますので、議案第2号については承認することに決定したいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

(異議なしの声多数)

○議長 (石山会長)

異議なしと認め、議案第2号 事業計画変更承認申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長 (石山会長)

これも特になくありますので、議案第3号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長 (石山会長)

異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○小田副参事

それでは、21ページを御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についてご説明いたします。

今月は、賃貸借が3件、売買の案件が1件、合わせて4件でございます。その後、機構関係のご説明をさせていただきます。

それでは、番号1番、貸人、〇〇〇〇、相続人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田1筆、面積が2,501平米、期間は3年、再設定となります。改良区費は借人負担でございます。

以降、同ページの番号3番までが賃貸借権の設定案件でございます。

4番が売買の案件でございます。番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、818平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置の説明をいたします。22ページを御覧ください。こちら岩船三日市地内でございます。岩船地区からページ右上側に県道岩船港線が走っております。真っすぐ右側へ向かいますと市民ふれあいセンター方面でございます。ページ中央やや上側に太く囲った場所がございます。こちらが議案第4号、番号4番の売買案件の位置図でございます。

以上で位置図の説明を終わります。

○近藤副参事

続きまして、23ページ御覧ください。ここからは、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしく申し上げます。今回は、賃

貸借のみ4件でございます。

それでは、番号5番、貸人、〇〇〇〇、相続人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積3,739平米ほか1筆、計6,867平米、利用権等の種別が賃借権による権利の設定、期間が3年間、再設定で、改良区費は借人負担でございます。

続いて、番号6番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号5番と同様でございます。

ここから同ページ、番号8番までが賃貸借の案件となっております。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山会長）

それでは、議案第4号について、番号5番から8番について審議をいたします。

私、議事に参与できませんので、退席し、職務代理と議長を交代いたします。

（14番 石山 章君退席）

○板垣会長職務代理者

それでは、会長が関係者でありますので、私が代わりに議事の進行をさせていただきます。

議案第4号、番号5番から8番につき審議いたします。ご意見ございましたらお願いいたします。

（なしの声あり）

○板垣会長職務代理者

ないとの声がございました。

それでは、5番から8番まで承認することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○板垣会長職務代理者

決定することにいたしました。

（14番 石山 章君着席）

○板垣会長職務代理者

会長、5番から8番まで決定することに決定いたしました。

○議長（石山会長）

ありがとうございました。

それでは、今ほど承認になった5番から8番を除き、議案第4号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山会長）

ないようでありますので、議案第4号については承認することに決定してもご異議ございません

か。

(異議なしの声多数)

○議長 (石山会長)

異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

用意した議案は以上であります。皆様方から何かあれば。

(発言する者なし)

○議長 (石山会長)

ないようでありますので、休憩をしたいと思います。

休憩 午後2時10分～午後2時20分

・協議、連絡事項ほか

時に午後3時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和5年7月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員